

ドットアイ契約約款（以下「本規約」といいます）は、この契約に適用される契約条件です。

#### （本サービスの内容）

第1条 本サービスは、お客様がセコムの機械警備サービス（以下「セキュリティサービス」といいます）ご利用先の運営やマネジメントを遠隔で行うために、お客様が指定する画像センサーやカメラ（以下「監視カメラ」といいます）で撮影した画像や本サービスのために入力されたテキストデータ（以下「映像データ等」といいます）を、セコムがセキュリティサービスで利用する機器（以下「警報機器」といいます）を介して、お客様がネットワーク経由で閲覧、管理その他利用することができるものです。本サービスのより詳細な内容や機能等は、本サービスに関連する Web ページまたはパンフレット等を参照ください。

2. お客様は、監視カメラからセキュリティサービスで使用する通信回線を利用して送信された映像データ等を、お客様が用意したパーソナルコンピューターや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境などを利用してお客様がアクセスし必要な操作を行うことで本サービスを利用することができます。
3. 映像データ等の保管期間は、「ドットアイ利用申込書」その他のお客様とセコムが別途締結する書面（電磁的記録による場合も含みます。以下「契約書面」といいます）に定めるものとします。
4. セコムは、本サービスの全部または一部をセコムの指定する第三者に委託することができます。

#### （お客様の義務）

第2条 お客様がご利用先建物または土地について、所有権、占有権、その他法令で定める使用权を有していない場合は、お客様は、ご利用先建物または土地の所有者または管理権限を有している者に対して、ご利用先建物または土地において本サービスを利用することについてお客様の責任において予め承諾を得るものとします。

2. ご利用先におけるセキュリティサービスのご契約者がお客様以外の第三者の場合は、お客様は、ご利用先におけるセキュリティサービスのご契約者に対して、本サービスにてセキュリティサービスで利用する機器を使用することについてお客様の責任において予め承諾を得るものとします。
3. お客様が監視カメラを所有していない、第三者と共有しているまたは監視カメラを使用する権限を有していない場合は、お客様は、監視カメラの所有者、共有する、または使用権原を有する第三者に対して、本サービスにて映像データ等を利用することについてお客様の責任において予め承諾を得るものとします。
4. お客様は、本サービスが監視カメラで撮影した映像データ等を防犯以外の目的（店舗運営やマネジメント等を遠隔で行う目的）で使用するため、監視カメラの被写体に対して個人情報の保護に関する法律および関連法規、各種ガイドラインおよび Q & A、ならびに都道府県および市町村が制定する条例に従い、また、「カメラ画像利活用ガイドブック」等も参照しつつ個人情報を取り扱うものとします。また、使用目的や使用方法によっては、被写体のプライバシーなどの権利を侵害する場合がありますので、法令遵守のみならず、プライバシーの保護、個々人の感情や世論等を意識したうえでお客様の責任で十分な配慮を行うものとします。

#### （サービス開始日・契約期間）

第3条 この契約のサービス開始日・契約期間は、契約書面に定めるとおりとします。

#### （契約料金・支払条件）

第4条 契約料金および支払条件は、契約書面に定めるとおりとします。

2. セコムは、経済事情変動等により契約料金が不相当となったときは、契約期間の中途においても契約料金を変更できます。
3. この契約に定めるお客様の金銭債務の一部または全部について、お客様指定の方が支払う場合は、お客様の責任において支払者と必要な調整を行うとともに、支払者が支払いを怠った場合はお客様がこれをセコムに支払います。

**(通知)**

第5条 この契約に基づきセコムがお客様に対して行う通知その他の連絡は、書面等の適切かつ合理的な方式（通知内容の重要性等により、本サービスにてお客様が操作等を行う Web サイト（以下、「本サービスサイト」といいます）、電子メールまたはセコムのホームページへの掲示等）でこれを行います。

2. 前項の通知その他の連絡は、お客様がセコムに届け出た連絡先情報に従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、セコムがお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点、本サービスサイトまたはホームページへの掲載により行った場合は、お客様が本サービスサイトまたはホームページを閲覧することが可能となった時点で、当該通知その他の連絡が到達したものとみなします。
4. お客様はセコムに届け出た連絡先を変更するときには、セコムが指定する方法により事前に遅滞なくその旨をセコムに通知します。

**(パスワードおよびユーザーIDの管理)**

第6条 お客様は、自己の責任において、パスワードおよびユーザーID を管理および保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. パスワードまたはユーザーID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はお客様が負うものとし、セコムは一切の責任を負わないものとします。
3. お客様は、パスワードまたはユーザーID が盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨をセコムに通知するとともに、セコムからの指示に従うものとします。

**(禁止行為)**

第7条 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- ①他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます）
- ②監視カメラを利用して、他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の動画、静止画その他の映像データ等を撮影する行為
- ③他人の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データ等を本サービスに送信する行為
- ④犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- ⑤猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
- ⑥異性交際に関する情報を送信する行為
- ⑦法令またはセコムもしくはお客様が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- ⑧コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
- ⑨本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- ⑩セコムが定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
- ⑪個人が複数のユーザーID を保有する行為および 1 つのユーザーID を複数人で共同して保有する行為
- ⑫セコムまたは第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます）
- ⑬本サービスのサーバー等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- ⑭本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます）により本サービスを利用する第三者の情報を取得する行為

- ⑤長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、セコムの業務に著しく支障を生じさせる行為
  - ⑥セコムによる本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - ⑦リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為
  - ⑧ソフトウェアの全部または一部を他のソフトウェアに組み込み、または他のソフトウェアの全部または一部をライセンス製品および本サービスにかかるソフトウェアの一部に組み込む行為
  - ⑨その他、セコムが不適切と合理的に判断する行為
2. セコムは、本サービスにおけるお客様による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。セコムは、本項に基づきセコムが行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### (本サービスの停止等)

- 第8条 セコムは、以下の各号のいずれかに該当する場合で緊急やむを得ない場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
- ①本サービス用設備（警報機器および通信回線を含みます。以下同じです）等の点検または保守作業を緊急に行う場合
  - ②本サービス用設備等が事故により停止した場合
  - ③火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - ④その他、セコムが本サービスまたはセキュリティサービスの停止または中断を必要と判断した場合
2. セコムは、前項のほか、お客様に事前に通知のうえ、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
3. セコムは、セコムの都合により、お客様に対して3か月前までに通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。
4. セコムは、本条に基づきセコムが行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### (権利帰属)

- 第9条 本サービスに関する所有権および知的財産権はすべてセコムまたはセコムにライセンスを許諾している者（以下「サービス提供元」といいます）に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用は、本サービスに関するセコムまたはサービス提供元の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。お客様は、いかなる理由によってもセコムまたはサービス提供元の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません）をしないものとします。

#### (映像データ等)

- 第10条 映像データ等の知的財産権および管理権は、お客様またはお客様に権利を許諾した者に帰属するものとします。ただし、セコムは、お客様が本サービスを通じて送信した映像データ等を、本サービスの保守、障害調査および復旧を行う目的で利用・閲覧することができるものとします。
2. お客様は、セコムに対し、映像データ等について、お客様がセコムに対して前項ただし書きに基づく利用許諾をするために必要な知的財産権その他の権原および権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。
3. セコムは、お客様の事前の同意を得ずに、お客様が本サービスを通じて送信した映像データ等を第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、セコムは、お客様の事前の同意を得ずに、映像データ等を第三者に提供することができるものとします。
- ①法令に基づく場合

- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
  - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
  - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - ⑤セコムの合併その他の事由による事業の承継にともなって映像データ等が提供される場合
4. お客様は、セコムが本サービスの内容として保存する場合を除き、セコムにお客様が本サービスを通じて送信した映像データ等を保存する義務がないことを認識し、了承するものとし、必要な場合にはお客様の責任および費用において映像データ等のバックアップをとるものとします。
5. セコムは、理由のいかんを問わず、この契約終了後、本サービス用システムに保存されている映像データ等を復元できない形で削除できるものとします。

#### **(機密保持・個人情報の保護)**

- 第 11 条 セコムは、この契約の締結および実施にあたり知り得たお客様の機密情報・個人情報を、本サービスを提供するため第三者に再委託等する場合、セコムの合併その他の事由による事業の承継にともなって機密情報・個人情報が提供される場合その他法令に定める場合を除き、お客様の書面による事前承諾を得ることなく、第三者（サービス提供元を除きます）に開示または提供しないものとします。
- 2. セコムは、お客様の機密情報・個人情報を、本サービスを提供する目的にのみ利用し、お客様の書面による承諾なく、その他の目的に利用しないものとします。
  - 3. セコムは、本サービスを提供するため、必要最小限で複写または複製する場合を除き、お客様の書面による承諾なく、お客様の機密情報・個人情報を複写または複製しないものとします。
  - 4. セコムは、お客様の機密情報・個人情報が盗用もしくは漏洩された事実またはその可能性があることを知った場合、直ちにお客様に連絡し、対応を協議するものとします。

#### **(契約解除)**

- 第 12 条 セコムは、セキュリティサービスの契約が終了した場合、またはお客様が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、本サービスの利用の全部または一部を一時的に停止し、またはこの契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- ①月額契約料金の減額や支払いを免れることを目的に、本サービスの当月内の利用開始・利用終了を繰り返した場合
  - ②本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - ③セコムに提供した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - ④他人に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で本サービスを利用した、または利用しようとした場合
  - ⑤手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - ⑥支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - ⑦自ら振出し、もしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - ⑧差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
  - ⑨租税公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑩後見開始または保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
  - ⑪ 3 か月以上本サービスの利用がなく、セコムからの連絡に対して応答がない場合

②債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

2. お客様側（お客様以外が契約料金等を支払う場合のその支払者を含みます）またはセコムが暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、相手方は催告することなくこの契約を終了させることができます。
3. 第1項各号のいずれかの事由に該当した場合、または前項でセコムがこの契約を終了させた場合、お客様は、セコムに対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちにセコムに対してすべての債務の支払を行わなければならないものとします。
4. セコムは、本条に基づきセコムが行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 本条に基づきこの契約が解除された場合、お客様は、セコムの指示に基づき、セコムから提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

#### （お客様による解約）

第13条 お客様は、解約希望日の2か月前までにセコムが定める方法でセコムに通知することにより、解約希望日をもってこの契約を解約することができるものとします。

2. お客様は、セコムが債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、事前に通知または催告することなく、この契約の全部または一部を解除することができるものとします。

#### （保証の否認および免責）

第14条 お客様は、お客様自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、その責任を負うものとします。

2. お客様は、本サービスの内容としてセコムが映像データ等を保存または配信する場合であっても、常時映像データ等を保存または配信することができることを保証するものではなく、監視カメラその他の本サービスの利用に供する装置、ソフトウェアまたは通信網の瑕疵、障害、動作不良もしくは不具合その他の事由により、映像データ等を保存または配信できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、セコムは、映像データ等を保存または配信できなかったことによりお客様に損害が生じた場合であっても、その損害がセコムの故意または重大過失より生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスは、セコム以外の第三者が提供するサービス（以下「外部サービス」といいます）と連携することがあり、お客様は希望する場合、当該外部サービスとの連携による機能を利用することができます。ただし、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合でも、セコムは一切の責任を負わないものとします。また、外部サービスにトラブル、サービス提供の中断または停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合で緊急やむを得ない場合には、お客様に事前に通知することなく、外部サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
4. お客様が外部サービスとの連携による機能を利用している場合において、お客様は当該外部サービスの利用規約等を自己の費用と責任で遵守するものとします。
5. お客様は、本サービスを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するかどうかを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、セコムは、お客様による本サービスの利用が、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
6. 本サービスの利用に関連してお客様と第三者（お客様の従業員を含みます）との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理および解決するものとし、セコムはかかる事項について一切責任を負わないものとします。
7. セコムは、セコムによる本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、お客様のメッセージまたは情報の削除または消失、契約解除、解約、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは

損傷、その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、その損害がセコムの故意または重過失により生じた場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。

8. セコムの賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3か月間の期間にお客様から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

9. 前項に基づく制限は、セコムに故意または重過失があったときは適用されません。

#### **(お客様の賠償等の責任)**

第15条 お客様は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連してセコムに損害を与えた場合、セコムに対しその損害を賠償しなければならないものとします。

2. お客様が、本サービスに関連して第三者からクレームを受け、または当該第三者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容をセコムに通知するとともに、お客様の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、セコムからの要請に基づき、その経過および結果をセコムに報告するものとします。

3. お客様による本サービスの利用に関連して、セコムが第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、お客様は当該請求に基づきセコムが当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければならないものとします。

#### **(契約内容の変更)**

第16条 セコムは、法令の改正、サービス内容の改善その他の理由により本規約に基づく契約内容を変更する必要がある場合、事前に周知することにより、お客様の承諾を得ることなく、契約内容を合理的な範囲で変更できるものとします。本条に基づく周知は、電子メールまたはセコムのホームページによる掲示等の適切な方法で行うものとします。

#### **(この契約の譲渡等)**

第17条 お客様およびセコムは、相手方の書面による事前の承諾なく、この契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。

2. セコムまたはサービス提供元が本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡にともないこの契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびにこの契約の締結および実施にあたり知り得たお客様の機密情報・個人情報その他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。

#### **(存続規定)**

第18条 第4条（未払がある場合に限り）、第6条第2項、第7条第2項、第8条第4項、第9条、第10条、第11条、第12条第3項から第5項、第14条、第15条、ならびに第17条から第19条までの規定はこの契約終了後も有効に存続するものとします。

#### **(準拠法および管轄裁判所)**

第19条 この契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は日本法とし、この契約に起因したまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **(協議解決)**

第20条 お客様およびセコムは、この契約に定めのない事項またはこの契約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ、すみやかに解決を図るものとします。